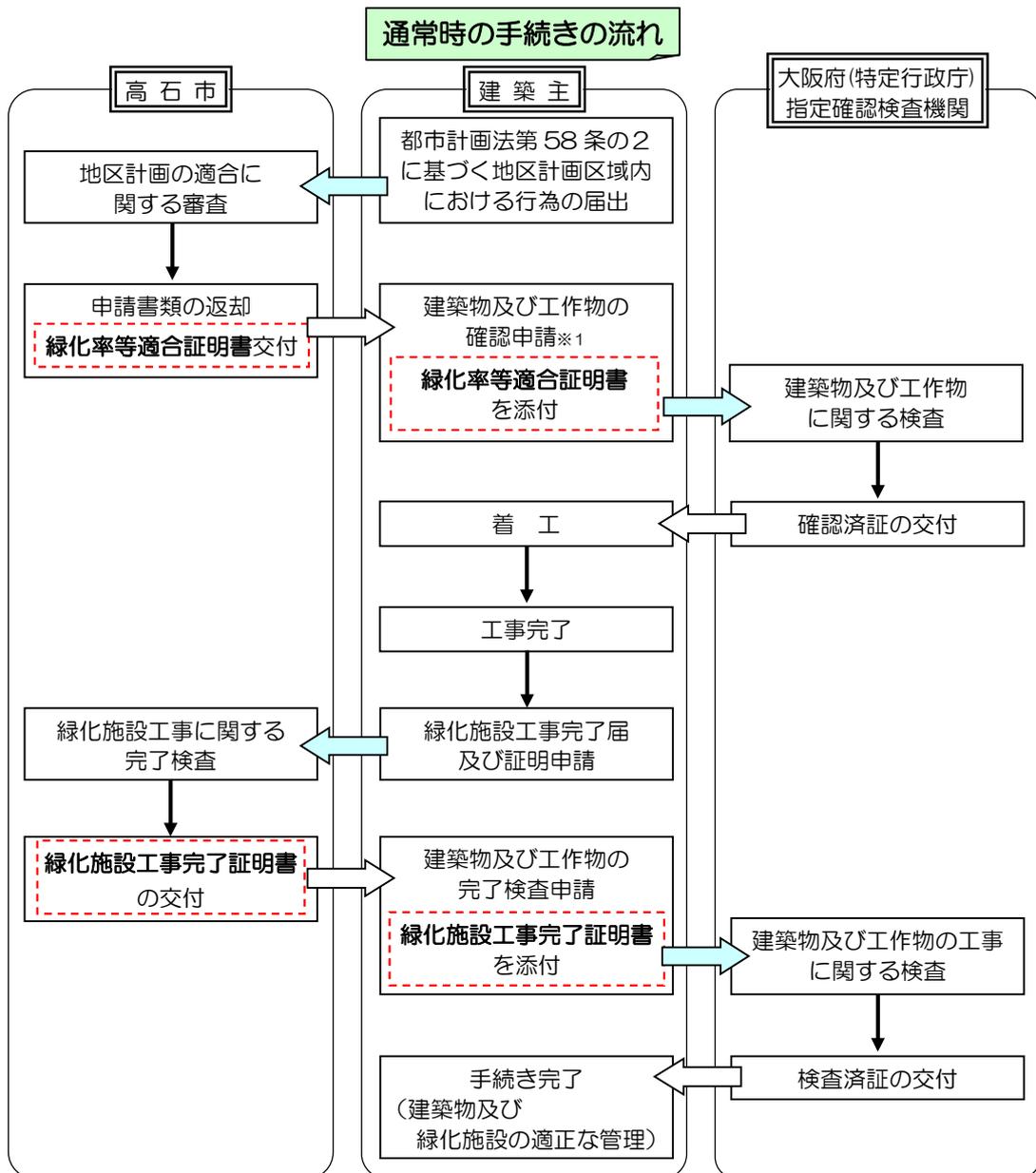


○手続きの流れ

南部大阪都市計画羽衣及び高師浜西部地区地区計画の区域では、緑化率20%以上確保する必要があります。本区域で建築物の建築等をする場合には、建築確認申請の前に都市計画法第58条の2の規定に基づく届出が必要となります。



※1 建築確認申請の市への経由処理は必要ですが、本流れでは省略しています。

○緑化面積の計算方法

(都市緑地法に基づく制度の手引き 国土交通省 発行より抜粋一部加筆修正)

<1>算出上の留意点

敷地の緑化率算定の基礎となる緑化施設の面積算出上の留意点は、以下のとおりです。

①緑化施設に応じた面積計算

緑化施設区分に応じたそれぞれの面積計算方法に従って計算します。それらの面積の合計が、その敷地の緑化率算定の基礎となる面積です。

(都市緑地法施行規則 9 条)

②緑化施設区分

緑化施設区分は、以下のとおりです。

(都市緑地法施行規則 9 条)

- 1) 樹木
- 2) シバ、その他の地被植物
- 3) 花壇、その他これに類するもの
- 4) 壁面緑化
- 5) 水流、池、その他これらに類するもの
- 6) 上記区分に附属して設けられる園路、土留、その他の施設

③緑化施設区分の面積計算方法

各緑化施設区分の面積計算方法については、次項「<2>各緑化施設区分の面積計算方法」を参照して下さい。

④既存緑化施設を含む

新たに整備するものばかりでなく、敷地で保全される既存の緑化施設の面積も計算の対象とすることができます。

(都市緑地法 34 条 2 項)

⑤工場立地法の義務づけ緑地面積を含む

本制度の場合は、工場立地法により最低限整備することが義務づけられている緑地の面積（通常は敷地の 20%）を含むことができます。

⑥建築物緑化促進制度における面積計算と異なる点

本制度における緑化施設の面積計算方法は、大阪府自然環境保全条例第 33 条に基づく建築物緑化促進制度における緑化面積計算方法とは異なる点がありますので、十分に注意して下さい。

<2>各緑化施設区分の面積計算方法

緑化施設区分ごとの面積計算方法は、以下のとおりです。

(都市緑地法施行規則 9 条)

1) 樹木

樹木については、次に示す 3 通りの算出方法のうち、いずれかの方法にしたがって算出します。もっとも計算しやすい方法を選択してかまいません。

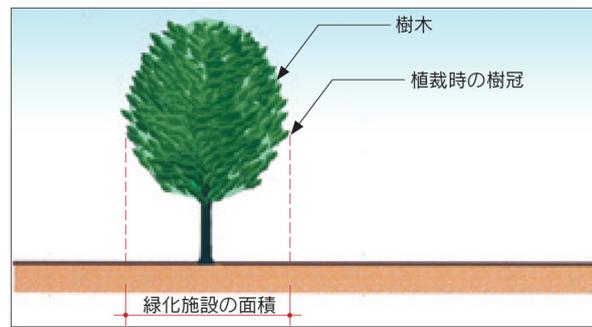
- ①樹冠の水平投影面積の合計
- ②樹高に応じた「みなし樹冠」の水平投影面積の合計
- ③一定の条件を満たす植栽基盤の水平投影面積の合計

①樹冠の水平投影面積の合計

樹木ごとの樹冠の水平投影面積を合計したもの。

ただし、樹冠が重なる場合は、重複して計上することはできません。

なお、樹冠投影面積は、樹木の生長時を計画・予定した面積ではなく、植栽時の実際の水平投影面積とします。



②樹高に応じた「みなし樹冠」の水平投影面積の合計

植栽時の樹高に応じて、右表に示す半径の円形の樹冠を持つものとみなします。この「みなし樹冠」を水平投影した面積の合計を樹木の緑化施設の面積とします。

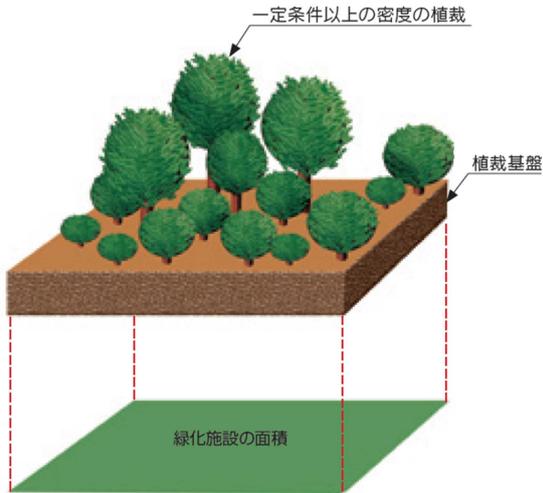
植栽時の樹高	みなし樹冠の半径
1m 以上 2.5m 未満	1.1m
2.5m 以上 4m 未満	1.6m
4m 以上	2.1m

注：この算出方法は、樹木の樹高が 1 m 以上のものに限ります。

ただし、「みなし樹冠」が重なる場合は、重複して計上することはできません。

③一定の条件を満たす植栽基盤の水平 投影面積の合計

右記に示す密度以上で植栽されており、かつ、その部分の形状やその他の条件に応じて適切な配置で植栽されている場合は、樹木が生育するための植栽基盤（土壌その他の資材）の水平投影面積を、緑化施設の面積とすることができます。



【満たすべき植栽密度】

$$A \leq 18 \times T1 + 10 \times T2 + 4 \times T3 + T4$$

A：当該部分の水平投影面積（㎡）

T1：高さ4m以上の樹木の本数

T2：高さ2.5m以上4m未満の樹木の本数

T3：高さ1m以上2.5m未満の樹木の本数

T4：高さ1m未満の樹木の本数

※樹木の高さは植栽時のものとする

1m未満の樹木を植栽する場合は、植栽密度が1㎡あたり4～5本となるようにしてください。

【計算例】

<例1> 100㎡の植栽基盤に、樹高4mの樹木が4本、2mの樹木が10本ある場合

満たすべき植栽密度

$$A \leq 18T1 + 10T2 + 4T3 + T4$$

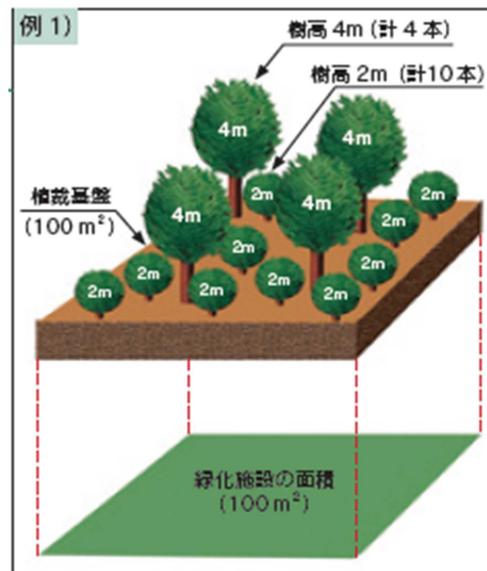
左辺：100

右辺：18×4+4×10=112

左辺<右辺となる。



植栽基盤面積 100㎡を緑化施設の面積とすることができます。



<例2> 100 m²の植栽基盤に、樹高3mの樹木が7本、1.5mの樹木が5本、0.9mの樹木が10本ある場合

満たすべき植栽密度

$$A \leq 18T1 + 10T2 + 4T3 + T4$$

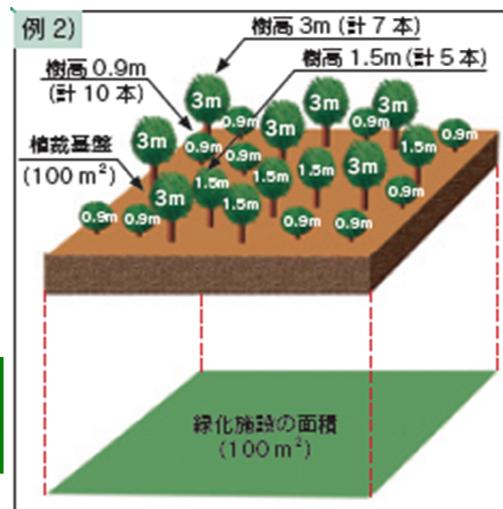
左辺：A=100

$$\text{右辺：} 10 \times 7 + 4 \times 5 + 10 = 100$$

左辺=右辺となる。



植栽基盤面積 100 m²を緑化施設の面積とすることができます。



<例3> 100 m²の植栽基盤に、樹高2mの樹木が20本ある場合

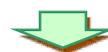
満たすべき植栽密度

$$A \leq 18T1 + 10T2 + 4T3 + T4$$

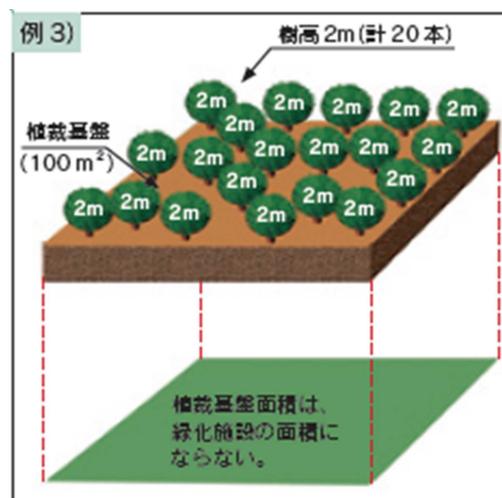
左辺：A=100

$$\text{右辺：} 4 \times 20 = 80$$

左辺>右辺となる。



植栽基盤面積 100 m²をそのまま緑化施設の面積とすることができません。



この場合は、以下のいずれかの方法で、算出してください。

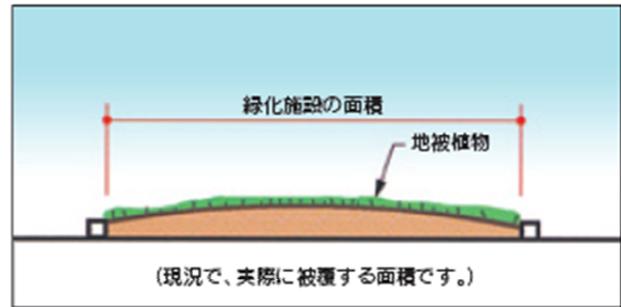
- 上記の数式が満たされる植栽基盤範囲のみを計算する。
- 上記の数式が満たされるように樹木の本数や樹高を増加させる。
- 前述の①と②の方法のどちらかで算出する。

2) シバ、その他の地被植物

シバやその他の地被植物の緑化施設の面積は、これらで表面が被われている部分の水平投影面積とします。

ただし、他の施設の水平投影面積と重複して計上することはできません。

なお、植物の生長時を計画・予定した面積ではなく、実際の面積とします。

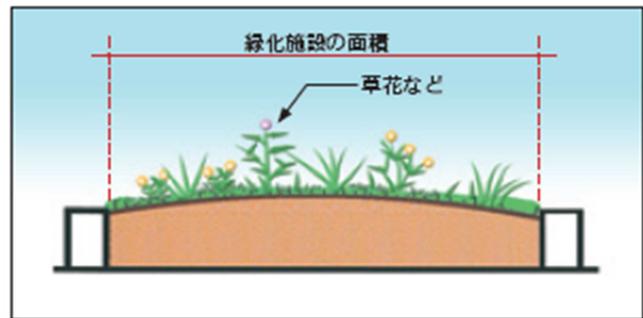


3) 花壇、その他これに類するもの

緑化施設の面積は、草花やその他これに類する植物が生育するための土壌、

あるいはその他の資材で表面が被われている部分の水平投影面積とします。

ただし、他の緑化施設の水平投影面積と重複して計上することはできません。

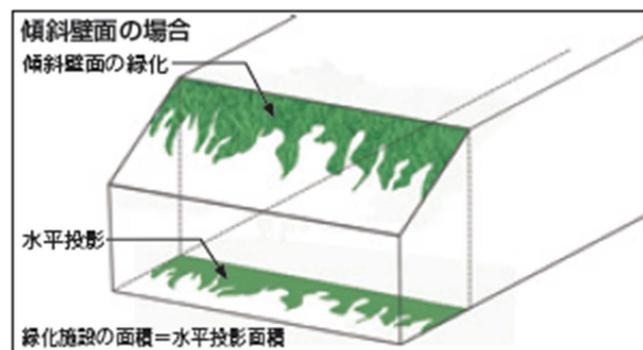
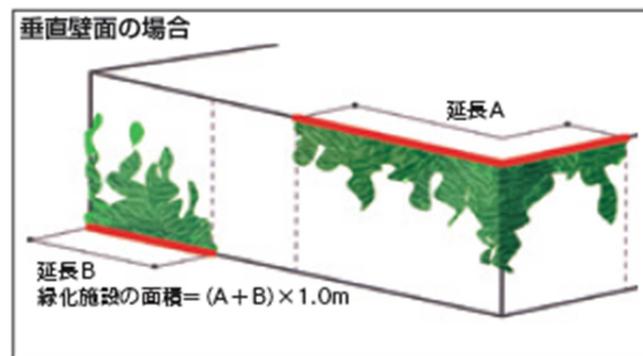


4) 壁面緑化

壁面緑化については、「緑化施設が整備された外壁直立部分の水平投影の長さの合計 (m)」× 1.0m を、緑化施設の面積とします。

ただし、同一壁面の複数箇所を緑化した場合などで、水平投影をした場合に重なる部分については、重複して計算できません。

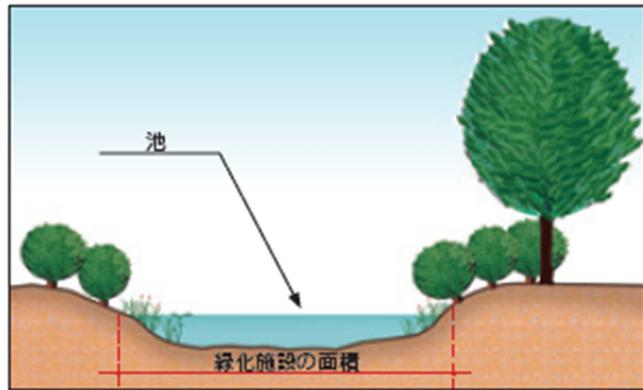
傾斜した壁面の緑化については、水平投影面積とします。



5) 水流、池、その他これらに類するもの

水流、池、その他これらに類するもので、樹木や植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものについては、その水平投影面積を緑化施設の面積とします。

ただし、他の施設の水平投影面積と重複して計上することはできません。

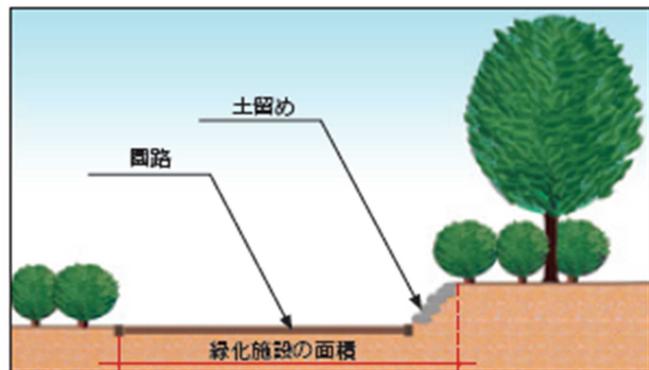


6) 上記区分に附属して設けられる園路、土留その他の施設

その施設の水平投影面積を緑化施設の面積とします。ただし、「樹木」、「芝、その他の地被植物」、「花壇、その他これに類するもの」、「水流、池、その他これらに類するもの」を合計した面積の4分の1を超えない範囲とします。

(4分の1を超えた面積は、緑化施設の面積に算入できません。)

ただし、他の施設の水平投影面積と重複して計上することはできません。



【緑化施設の組み合わせ 面積計算例】

面積計算例として、複数の緑化施設が組み合わせられた場合を示します。

①外周植栽地

<2>1) ③より、

右辺：A=植栽基盤面積 600 m²

左辺：18×15+10×20+4×25+50
=620

左辺<右辺であるから、植栽基盤面積
600 m²→緑化施設面積 600 m²

②芝生広場

<2>2) より、

芝生面積 250 m²

→緑化施設面積 250 m²

③舗装広場内樹木

<2>1) ②より、

樹冠面積：1.6×1.6×3.14÷8 m²

本数5本：8 m²×5本=40 m²

→緑化施設面積 40 m²



④花壇

<2>3) より、2.5×4=10 m² → 緑化施設面積 10 m²

⑤園路、舗装広場等※附属する園路等の参入可能な面積

①～④の合計=600+250+40+10=900 m²

園路等の面積は、900 m²の 1/4 まで緑化施設面積とすることができる。

900×1/4=225 m²

園路・ベンチ等：150 m²

舗装広場：(12.5×16)-(40+10)=150 m²

合計：150+150=300 m²

300 m²のうち、225 m²まで緑化施設面積に算入可能。

⑥合計緑化施設面積 (=①+②+③+④+⑤)

900+225=1,125 m²